

（テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に従って行われるグレートブリテン及び北アイルランド連合王国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国のテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号。以下「法」という。）に言及する光栄を有します。

法の目的は、二千一年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動（以下「テロ対策海上阻止活動」という。）の円滑かつ効果的な実施に資するため、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊その他これに類する組織の艦船に対して日本国の自衛隊に属する物品及び役務の提供（艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油

又は給水の内容とするものに限る。）に係る活動を実施することにより、日本国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって日本国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することにあります。

本大臣は、更に、法に従ってグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「連合王国」という。）の軍隊その他これに類する組織に提供される後方支援の分野における物品又は役務（以下「後方支援、物品又は役務」という。）に関する両政府間の討議に言及するとともに、それらの討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1 法に従って連合王国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領される後方支援、物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2 法に従って連合王国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領される後方支援、物品又は役務については、日本国政府の事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても連合王国の軍隊その他これに類する組織以外の者に移転してはならない。

3 日本国政府及び連合王国政府は、この取極の効果的な実施のために相互に協議する。

本大臣は、更に、前記の提案が連合王国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及び連合王国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

(連合王国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「連合王国」という。）の軍隊その他これに類する組織に提供される後方支援、物品又は役務に関する両政府間の討議に関する本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案が連合王国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするを連合王国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。